

INPIT島根県知財総合支援窓口における 相談対応者募集要項

一般社団法人島根県発明協会

一般社団法人島根県発明協会において、以下のとおり、中小企業等における知的財産の活用・事業化促進のための支援を行う島根県知財総合支援窓口「相談対応者」を募集します。

1. INPIT島根県知財総合支援窓口について

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）では、中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動を円滑にできる体制を整備し、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うとともに、知的財産を活用していない中小企業等の知的財産マインドの発掘や特許情報等の提供・活用支援を行うため、47都道府県ごとに、知的財産に関する相談を受け付け、その相談に係る課題の解決を支援する相談窓口を設置しており、当協会において、「INPIT島根県知財総合支援窓口」（以下「島根県知財窓口」という。）を開設しています。

この島根県知財窓口では、相談支援に対応する高い能力を有する人材「相談対応者」を配置し、知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図る中小企業等を創出するため、地域を支えている企業や、事業成長が期待できる有望な企業を発掘し、事業上の課題を顕在化した上で、経営戦略を踏まえた知財戦略に関する支援等、事業上の課題解決に向けた知財面からの支援を行います。

なお、「INPIT知財総合支援窓口 知財ポータル」においても、地域の支援事例などを掲載していますのでご参照ください（<http://chizai-portal.inpit.go.jp/>）。

2. 業務内容

相談対応者は、弁護士・弁理士等の法定業務に抵触しない範囲で、以下の支援業務を行います（詳細は、「別紙1」参照）。

- （1）島根県知財窓口における支援
- （2）訪問による支援
- （3）その他相談対応者に必要な業務の実施

3. 応募・採用要件

相談対応者は、知的財産に関する知識・スキル及び企業等における経験を有し、別紙1の「1. INPIT島根県知財総合支援窓口について」記載内容を理解すると共に、相談支援において、信頼関係を得るための高いコミュニケーション能力を有すること等が不可欠です。

これらを踏まえ、下記の（1）の必須条件を満たすことを応募条件とします。

応募条件を満たした者のなかから、（1）の必須条件について、採用基準に基づき総合的に評価をし、島根県知財窓口等のニーズに適した人材を採用します。

なお、採用に当たっては、秘密を保持すべき情報を取り扱うことから、原則、前の雇用先の企業等に在籍のままで雇用いわゆる出向や、他の仕事を兼ねるいわゆる兼業は認めません。

(1) 必須条件

- ①企業や支援機関等において、知的財産に関わる部署に従事した実務経験を3年以上有すること、または知財管理技能士2級以上若しくは弁理士試験の合格者であること。
- ②「1. I N P I T島根県知財総合支援窓口について」等について理解していること。
- ③中小企業等への支援による地域の活性化等についての意欲を有していること。
- ④中小企業等が抱えている課題を的確に把握、整理する能力を有していること。
- ⑤別紙2「知財総合支援窓口で支援する課題等」に記載するような課題等を意識しながら、相談者からの相談内容に意欲を持って、相談内容を正確に把握・分析し、解決策を提示することができる知見および資質を有していること。
- ⑥課題等を解決に導くために、中小企業等の企業経営を理解し、中小企業等の経営者と適切にコミュニケーションを取りつつ、信頼関係を構築することができる資質を有すること。
- ⑦知的財産に関する専門家や支援機関の担当者と適切にコミュニケーションを取りつつ、専門家や支援機関との連携など支援全体のマネジメント能力を有すること。
- ⑧知的財産に関する制度全般や中小企業向け支援施策への知識、特許等の産業財産権の電子出願を含む出願等手続に関する知見を有するとともに、職務発明制度の改正等、常に知的財産制度の最新情報を把握する意欲を有すること。
- ⑨中小企業等との相談内容を支援内容報告シート等に適切にまとめて記載できる能力を有すること。
- ⑩秘密を保持すべき情報（未公開の技術情報、新規事業プランなど）を的確に把握し、秘密保持を確実に実施できる能力を有すること。
- ⑪法令で規定された弁護士、弁理士などの専権業務に抵触しないように留意しつつ、中小企業へのアドバイス等の支援を実施できる能力を有すること。
- ⑫島根県の産業の実態、地域経済状況等に精通していると判断されること。
- ⑬常勤を行うに際し、健康面、体力面に問題がないこと。
- ⑭可能な限り島根県において中小企業等支援の実務経験があること。
- ⑮可能な限り島根県において中小企業等支援に資する人的ネットワークを有すること。

4. 募集内容

- (1) 身分・職名 一般社団法人島根県発明協会（常勤）・参事
- (2) 採用人数 1名
- (3) 勤務先 I N P I T島根県知財総合支援窓口（一般社団法人島根県発明協会）
- (4) 勤務形態 常勤（原則として月曜日から金曜日までの平日勤務）
- (5) 契約期間 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで（予定）
※勤務開始時期は、協議により変更することがあります。
※契約更改する場合あり
- (6) 応募方法 個人応募（原則、第三者を介しての応募は認めない）
- (7) その他 業務上知りえた内容については、在職中及び退職後においても守秘義務を負うものとします。
必要に応じて、県内外出張の可能性（宿泊含む）がありますが、移動は原則公用車もしくは公共交通機関を使用します。

5. 契約条件

勤 務 時 間	1日あたりの所定労働時間は午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分とし、休憩時間は午後0時から午後1時までとします。
給 与	・年俸制とし、534万円～600万円程度とします。 ・ただし賃金の支給については年俸を12分割した額を毎月支給します。 ・通勤手当（支給要件を具備する場合のみ支給、上限55,000円）及び超過勤務手当は当協会の規程により支給します。 ・扶養手当・住居手当・期末勤勉手当及び退職金は支給しません。 ・健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入します。
支 給 日	毎月15日に支給します（支給日が、休日にあたる場合は15日の直前の平日が支給日となります）。
休 日 ・ 休 暇	・休日は下記のとおりです。 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12月29日から1月3日までの日） ・年次有給休暇、夏季休暇等は、当協会の規程により付与します。 ※支援業務の関係から土日祝日勤務の場合があります（原則同一週内に振替休日等にて対応して頂きます）
そ の 他	・必要に応じて、県内外出張の可能性（宿泊含む）がありますが、移動は原則公用車（普通自動車免許（AT限定可）が必要）もしくは公共交通機関を使用します。 ・住居等の提供はありません。移転に伴う費用は支給しません。 ・合格者は、原則として令和8年11月1日から令和9年3月31日まで採用します（契約更新の可能性あり）。 ・なお、採用後1ヶ月の間は、条件付き採用期間となります。 ※勤務開始時期は、協議により変更することがあります。 ※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務実績、健康状態を考慮し、契約更改する場合があります。 ※勤務実績等の評価により、公募によらない契約更改を最長4回行う場合があります。 ※業務上知りえた内容については、在職中及び退職後においても守秘義務を負うものとします。

6. 提出書類及び提出期限

提 出 書 類	①相談対応者応募申込書（別添1） ②履歴書（市販の履歴書で可）写真添付（デジタルカメラ等でも可） ③職務経歴書（企業等での職務経歴と従事した業務内容など）（別添2） ④採用応募者個人情報の取扱いについて（別添3） ⑤保有する専門家資格（弁護士、弁理士（試験の合格を含む）、中小企業診断士、知的財産管理技能士等）を証明する書面の写し ※提出された応募書類は返却しません。
提 出 期 限	令和8年9月30日（水） 午後5時00分必着（当日消印有効）

提出方法	提出書類を、申込先へ、直接持ち込むか郵送により提出してください。 郵送する場合は、封筒の表に「 一般社団法人島根県発明協会 相談対応者 応募書類在中 」と朱書きし、簡易書留郵便にしてください。 ※持参される場合は、午前9時から午後5時まで受付けます。
提出先	〒690-0816 島根県松江市北陵町1テクノアークしまね 一般社団法人島根県発明協会

応募申込書等の書類は、一般社団法人島根県発明協会のウェブサイトよりダウンロードしてください (<https://www.shimane-hatsumei.com/>)。

7. 選考方法

書類選考	・応募要項に基づき、書類選考を行います。 ・書類選考の結果については、10月2日（金）（予定）までに、E-mail 又は電話等で通知します。 ※携帯メールの場合は、@joho-shimane.or.jp が受信できるようにしてください
面接	・書類選考通過者に対して面接を行います。 - 面接日：令和8年10月10日（土）（予定） - 場 所：一般社団法人島根県発明協会 ※面接時間については別途連絡します。 ※事情により日程が難しい場合は別途協議により変更する場合があります。 ・なお面接のための交通費及び宿泊費は支給しません。 ・面接の選考結果については、別途連絡いたします。
最終選考結果	最終選考結果については、別途連絡いたします。

【お問い合わせ】

一般社団法人島根県発明協会（担当：安田・布野）

電話：0852-60-5146 FAX：0852-60-5148

E-mail：coyasu@joho-shimane.or.jp

※個人情報については厳重に管理し、相談対応者の選考及びI N P I T島根県知財窓口の円滑な運営目的以外に利用することはありません。

一般社団法人島根県発明協会について

会 長：福代 明正（大福工業株式会社 会長）
 会 員 数：法人会員 21社 個人会員 17名
 設 立：平成23年3月15日
 沿 革：昭和18年10月 松江商工会議所内に設立
 平成 6年 4月 島根県立工業技術センターに事務局を移管
 平成 9年 5月 特許庁から島根県知的所有権センターとして認定
 平成13年10月 テクノアークしまねに移転
 上位団体：[一般社団法人発明推進協会](#)（総裁 常陸宮正仁親王、会長 近藤 正春）
[公益社団法人発明協会](#)（総裁 常陸宮正仁親王、会長 東原 敏昭）

事業概要：一般社団法人島根県発明協会は、次代を担う青少年の科学技術に対する夢と情熱を育み、創造性豊かな人間形成を図ること及び県内企業に対する知的財産権等の普及啓発、優れた発明等の表彰、展覧会等を通じて、科学技術の振興、地域経済の発展を目指します。

青少年向けの事業では科学の不思議や楽しさ、発明工夫の楽しさや創作の喜び等を体験してもらうことで、青少年の理科離れに歯止めをかけ、将来の科学技術の担い手である青少年の創造性の育成を図ります。

島根県教育委員会、理科学研究会や地元メディアなどとの連携により、県内各地域でのものづくり体験教室等を開催、ものづくり活動を行うグループへの支援、発明くふう展の開催等を通して、県内での新たな発明クラブの立ち上げを目指します。

また、企業の知財活用を支援する知的財産活用支援事業では、独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）から島根県の知財総合支援窓口の運営業務を公益財団法人しまね産業振興財団と連携して受託し、知的財産に関する関連施策や島根県よろず支援拠点、県内商工会議所・商工会等の関係機関との連携を図りながら企業支援を行うことで県内企業の知財活用の底上げを目指します。



学生児童発明くふう展表彰式

学生児童発明くふう展受賞作品展示
ものづくり体験工作教室

中国地域発明表彰式



知的財産戦略セミナー

I N P I T 知財総合支援窓口について

独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）では、中小企業等が抱える様々な経営課題について「知的財産」の側面から解決を図る I N P I T 知財総合支援窓口を、全国47都道府県に設置しています。

I N P I T 知財総合支援窓口では、経験豊富な支援担当者による「経営」と「知的財産」の課題を把握した上でのアドバイスを行っており、より専門的かつ高度な内容の相談にあたっては、弁理士、弁護士、中小企業診断士、ブランド専門家、デザイナー等の“専門家”と協働して支援します。

また、中小企業庁が全国に設置している「よろず支援拠点」や日本弁理士会、商工会・商工会議所、中小機構、金融機関、大学・研究機関、下請かけこみ寺、日本貿易振興機構（JETRO）、日本規格協会、地方農政局、農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）、地方自治体、公設試、中小企業支援センター等とも連携し、さらに、I N P I T の専門窓口とも連携をしながら中小企業等の経営課題解決に向けて、効率的・網羅的な支援を提供しています。

さらに、熱意のある企業の皆様の事業成長を加速させる「加速的支援」も実施しています。「加速的支援」は、専門家によるオーダーメイド型の支援を通じて、貴社の「成長ストーリー」の実現を目指します。

経営者の想いを実現するために弁理士、弁護士、中小企業診断士等の各分野の専門家がチームでサポートします。

様々な支援機関・専門家と**連携した幅広い支援!**



詳しくは、I N P I T の [ホームページ](#) を参照してください。